

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十七年八月十一日から同月二十四日までの間縦覧に供します。

平成二十七年八月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
太田 光央	桜井市大字新屋敷一四五番地	桜井市大字大福一三二二番ほか二筆	
岡添 豊和	桜井市大字谷一六〇番地の九	桜井市大字巻野内四一七番ほか一筆	
米澤 優次	桜井市大字大泉二三一番地	桜井市大字高家二二五二番	

二 申請年月日

平成二十七年八月三日